

独立行政法人消防研究所会計規程（抄）

平成13年4月 1日消研規程第1号

平成14年9月25日最終改正

第8章 契約

（契約の原則）

第49条 契約は、次条から55条までの規定によるもののほか、一般競争入札に付し、最高の条件による入札者で行う。ただし、必要に応じ、入札最低価格を設けることができる。

（指名競争入札）

第50条 次の各号に掲げる場合は、指名競争入札に付することができる。

契約の性質または目的が一般競争入札に付するに適しないとき

緊急を要するため一般競争に付することができないとき

一般競争入札に付することが不利と認められるとき

前各号に規定するもののほか、事業運営上必要があるとき

（随意契約）

第51条 次の各号に掲げる場合は、随意契約によることができる。

契約の性質または目的が競争を許さないとき

緊急を要する場合で競争に付する暇がないとき

競争に付することが不利と認められるとき

（入札不調時の扱い）

第52条 競争に付しても入札者がいない場合または再度の入札に付しても落札者がいない場合は、随意契約によることができる。ただし、補償金および期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

（予定価格）

第53条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約にかかる予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の額が少額であって随意契約に付するときは、この限りでない。

（契約書）

第54条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し、必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、予定価格が150万円未満

のものの契約については、これに代わる書類をもって処理することができる。

(契約保証金)

第 5 5 条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、入札保証金または契約保証金の全部または一部を免除することができる。